第 21 回統計基準部会　議事録

１　日　時　令和８年 10 月２日（金）15:00～16:58

２　場　所　総務省第二庁舎７階中会議室及びＷｅｂ会議

３　出席者

【部 会 長】　會田　雅人

【委　　員】　菅　幹雄

【臨時委員】　牧野　好洋

【専門委員】　原　ひろみ

【審議協力者（各府省等）】

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、独立行政法人統計センター、東京都、埼玉県

【事務局（総務省）】

山村大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長、中野調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：田中審査官、有田専門官、池田審査官付、鈴木審査官付ほか

４　議　題

日本標準職業分類の変更について

５　議事録

○會田部会長　それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 21 回統計基準部会を開催させていただきます。委員、審議協力者の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。私は部会長を務めさせていただきます會田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の統計基準部会は、牧野臨時委員、部会長である私が対面参加、菅委員、原専門委員がウェブからの参加となります。

本日の審議案件は、９月 28 日の第 233 回統計委員会において総務大臣から諮問されました日本標準職業分類の変更についてです。

今回の審議に当たりましては、委員の皆様に参考として名簿をお配りしております。本部会では、私のほか、菅委員、牧野臨時委員、原専門委員に御参加いただいております。

それでは、初めに各委員から一言ずつ御挨拶をお願いできますでしょうか。まず、菅委員、お願いいたします。

○菅委員　菅でございます。本日は対面で参加する予定でしたが、風邪をひきまして、皆様に御迷惑をかけてはいけないということで、今回はオンラインで参加させていただきま

す。よろしくお願いいたします。

○會田部会長　続いて、牧野臨時委員、お願いいたします。

○牧野臨時委員　静岡産業大学の牧野好洋と申します。微力ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○會田部会長　続きまして、原専門委員、お願いいたします。

○原専門委員　明治大学政治経済学部の原と申します。よろしくお願いします。専門が労働経済学ということで、今回この委員会の委員としてお声をかけていただいたと理解しております。微力ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○會田部会長　どうもありがとうございました。今後の審議、どうぞよろしくお願いいたします。

統計基準部会の開催は、昨年の令和７年９月以来であり、また、本日は昨年 10 月の統計委員会の委員改選後、初めての部会となりますので、統計委員会の規定に基づきまして、部会長代理を指名させていただきたいと思います。菅委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○菅委員　謹んでお受けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○會田部会長　よろしくお願いいたします。

本日の議事ですが、初めに事務局から今回の統計基準部会の進め方について御説明いただきたいと思います。続いて、日本標準職業分類の第６回改定案について、改めて事務局から説明を受けた後で、皆様から御意見を頂戴したいと思っております。本日の審議の予定は 17 時までを予定しております。

それでは、早速一つ目の議事に移りたいと思います。資料２によりまして、統計基準部会の審議スケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○田中総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官　総務省政策統括官付統計審査官の田中でございます。私からまず資料２、審議スケジュールについて御説明を申し上げます。

今回の統計基準部会ですが、第 21 回ということで、本日の会議では、諮問させていただく第６回の改定案について御説明させていただき、御審議を頂ければと考えております。

その後、第２回として第 22 回、11 月 11 日に２回目の会議を開催させていただく予定としておりまして、こちらの方で本日頂いた御指摘の内容について、更に引き続き御審議を頂くとともに、答申の骨子案について第２回目で諮らせていただければと考えています。

それから、第３回目として 11 月 30 日に、第２回目で受けた審議の内容ですとか、答申の素案についてお諮りさせていただいて、予備日として第 24 回、12 月 11 日を予定しております。

その３回目若しくは４回目の審議におきまして､答申の素案を御検討いただきましたら、年内に統計委員会で答申いただければ、来年の１月には官報の告示、そして来年の４月には施行ということで検討と準備を進めさせていただければと考えているところです。

スケジュールは以上です。

○會田部会長　どうもありがとうございました。

事務局から説明がありましたように、答申案は 12 月開催の統計委員会に御報告できますように、効率的に審議を進めたいと考えております。

ただ今説明いただきました審議スケジュールにつきまして、御意見や御質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。特に御異議がなかったようですので、審議スケジュールにつきましては御了承いただいたことにしたいと思います。

それでは、次の議事である日本標準職業分類の「第６回改定案について」に移りたいと思います。改定案につきましては、資料１及び資料３を事務局から御説明いただき、それから委員の皆様から御意見を頂きたいと思います。それでは、改定案の説明をお願いいたします。

○田中総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官　事務局、引き続き田中でございます。

諮問の案自体は資料１ですが、中身につきまして、資料３「日本標準分類の職業分類の変更について」という資料で御説明させていただければと思います。

まず本日の御説明の流れですが、最初に日本標準職業分類の改定に関して、主な概要を一通り説明させていただいた後、主な改定内容について、個別の内容について御説明させていただければと考えているところです。

それでは２ページ目、日本標準職業分類ですが、こちらは、公的統計において、職業別に表示する場合の統計の基準として策定されているものでして、公的統計の間で比較できるように統計の基準として定められたものです。例えば国勢調査ですとか、労働力調査ですとか、そのような統計で活用されているところですが、前回の改定が実は平成 21 年ということで、改定から既に 16 年が経過しておりまして、その間、社会経済情勢の変化ですとか、統計調査の技術的・実務的な変化、また、政策とか制度もこの 16 年の間にいろいろ変わっているところですので、こうした社会の変化と合わせながら、かつ、過去の統計の分類との接続性も確保した上で、今回分かりやすい分類という形で改定できるように、原案を策定させていただいたところです。

本日御審議いただく改定案ですけれども、これまで学識経験者の方々や関係府省の御協力の下に、職業分類改定研究会という会を設置いたしまして、２年の間に 25 回御検討いただきまして、取りまとめた検討案を本日御紹介、御説明させていただければと考えております。

３ページ目です。今回の改定に当たりまして、16 年前の前回の職業分類を改定したときの宿題事項の整理について、まず御説明させていただきます。前回改定した際に、御指摘事項として、国際標準職業分類との整合性の観点から、幾つか検討すべきではないかということが宿題として言われていました。例えば「保安職業従事者」の自衛官や警察官などについて、もう少し職位などで細分化できないのかという点ですとか、海外の基準に近いような形で基準等の見直しができないのかというところが宿題になっておりました。

ただ、いろいろ検討を進めまして、国際標準職業分類の「軍人」など、そのような項目に対するような、いわゆる日本の自衛官ですけれども、実際には例えば医師であったり、通信士であったり、他の民間職業と類似している部分もあるのですが、ただ、自衛官の細

かい職務であるとか職位ですとか、そのようなものを統計の実務の現場でどこまで取れるのかというところも含めて検討した結果、実務的にそのような職務、職位の内容を細かく把握することは難しいという意見もあり、最終的には今の形と同じ、現行と同じ形で維持することとしております。

一方で、国際標準職業分類との整合性の観点から、今回、課業、職務、職業といった定義を見直して、国際基準に近い形に変更しておりまして、実際に職業の中で職務、課業はどういうことがあるのかというところについて、なるべく見える化する観点から、一般向けに公表するような職業分類の説明資料において、実際に各職業で行われる課業をより明記して具体化するという変更も行っているところです。

４ページです。日本標準職業分類の改定の大きなポイントですけれども、詳細は後ほど説明させていただきますが、幾つか変更のポイント点がありまして、まず一つ目は、詳細な実態把握を可能とするように、大分類の分割を行っております。現行の大分類Ｂ「専門的・技術的職業従事者」について、今の中分類の区分けに従って四つの分類に区分したことが一つ目の大きな変更点です。

そのほか、社会経済情勢の変化を踏まえて、分類項目も幾つか見直しまして、例えば就業者数が多い職業を見える化するという観点から、幾つかの項目について新規立項を行ったということですとか、デジタル社会の進展に合わせて、分類項目の整理、見直しを行ったりもしております。

そのほか、保健医療・社会福祉分野が社会的に重大性を増しておりますので、こうした観点から新しい分類項目の立項ですとか、ライフスタイル・価値観の多様化を踏まえた職業の見える化といった変更も行ったところです。

そして、これらに入らない話として、ほかに制度改正のところでできた職業とか職名を明記したというものもありまして、このようなところが主な変更点です。

こちらの中身は詳細を後ほど説明させていただきますが、５ページ目のところで、まずデータをお示ししておりまして、日本全体の就業者数は、実は平成 22 年から令和２年の間に 6,000 万人弱から 5,800 万人弱ということで、全体の就業人数としては減っているのですが、先ほど申し上げた大分類Ｂの「専門的・技術的職業従事者」につきましては、この 10 年間で２割弱ぐらい就業者数が増加しているというところもありますし、大分類Ｋの「運搬・清掃・包装等従事者」につきましても 10%以上増加するというところで、就業者数が伸びている項目もあります。このような観点や、比較的就業数が多い分類について、より分かりやすい形で分類項目を見直して、基準を見直したという変更を行っているところです。

６ページです。今回の改定につきまして、大分類については 12 から 15 ということで分類数を増やしたところですが、中分類と小分類については、新しい項目の立項とともに、例えば社会の変化に伴って就業者数が大きく減っている職業ですとか、そのようなところの職業についての統合を行っております。こうした分類項目の見直しも併せて行いましたので、結果的に中分類と小分類についてはおおむね現行と同程度の数となっているところです。新しい改定では、大分類が 15、中分類が 77、小分類が 314 という形になっておりま

す。

７ページ以降です。こちらからは、変更内容につきまして、個別に詳細な御説明をさせていただければと思います。

最初に、一般原則として、分類項目の最初に用語の定義等を定めているところですが、今回、国際標準職業分類に近い形に用語の定義を見直しまして、職業、職務、課業といった定義の変更を行ったところです。

そちらと併せまして、日本標準職業分類はどういう目的で制定していて、どういう形で今回改定したのかという位置付けと役割も明記するようにしておりまして、こうした点で一般原則の見直しも行ったところです。

８ページです。先ほど大分類の分割で簡単に説明させていただきましたが、全体の人数が減っている中で、現行の大分類Ｂ「専門的・技術的職業従事者」は２割ぐらい、10 年間で増加していると。そうしたときに、大分類Ｂの内容を見ますと、実はいろいろな職業が、今、混在しておりまして、その職業について、現行の中分類に沿う形で四つに区分しております。

一つ目は、高度に専門的な水準における科学知識等を必要とするような研究者、技術者といった項目を大分類Ｂとして新しく整理するとともに、社会制度の制度的枠組みによって専門性が担保されているような保健医療・社会福祉分野について大分類Ｃ、それから、同様に、制度的枠組みによって専門性が担保されている法務、経営ですとか教育、そのような分野について大分類Ｄとして新しく整理をしております。そのほか、文化・芸術などの専門性を有するクリエーター的な人々とかを含めて大分類Ｅとして整理したところです。今回、大分類Ｂは全体で 1,000 万人を超える人数になっておりましたので、こちらを中分類に沿って四つの区分に整理したというところです。

９ページ目以降ですが、こちらからは小分類、中分類について、どういった項目を新規に立項しているのか､そのような内容について個別に説明させていただければと思います。

まず、社会経済情勢の変化を踏まえて、就業者数が多い職業の見える化というものを図っておりまして、そうした観点から、４、５ページぐらいにわたって御説明をさせていただければと思います。

最初に､「専門的・技術的職業従事者」、今回分割を行った大分類Ｂですが、こちらはその他として､「他に分類されない専門的職業従事者」がかなり人数も多くなっており､また、この 10 年間の間にも４割弱ぐらい就業数が増加している項目の一つということでもあり、今回、その他の専門的職業従事者の中から、国家資格として一定の就業者数がある行政書士ですとか、一定の就業者数があって、例えば国際会議などで通訳とか翻訳とかをしている通訳という、この二つの職業について、新規に小分類を立項して、その職業を把握しやすい形に変更を行ったというところです。

続きまして、10 ページ目です。同様に就業者数が多い職業の見える化を幾つか行っておりまして、二つ目の点としては、「事務従事者」の中で、「医療・介護に関しての事務員」というところで新規立項を行っております。一般事務はかなり人数が多くて、特に「その他一般事務」というところで一定数の就業者数が多く見込まれるような医療事務員ですと

か介護事務員、医療・介護の分野は社会的にも重要性が増しているところですので、このような分野の事務員について新設を行ったというところです。それに併せて一般事務についての分類名の見直し等も行ったところです。

11 ページ、引き続きまして、就業者数が多い職業の見える化、「販売・営業従事者」についての変更です。現在、「販売店員」という小分類がありますが、かなりニーズも多くなっており、従業員等も相当なばらつきがあるというような状況です。そうした中で、一方で人手不足が現場では進行しておりますし、キャッシュレスの進展など、いろいろ社会の変化もありますので、「販売店員」について課業等に着目して細分化を検討したというところでして、「販売店員」の中から特に店舗のレジスターの機械操作・監視や、商品代金の精算を行うようなところに従事する「レジスター従事者」という小分類を新設したというところです。

続きまして、12 ページです。同様に就業者数が多い職業の見える化の「サービス従事者」についての変更です。現行の区分の中で、「調理人」という小分類は、実は就業者数が 182 万人とかなり多くなっているというところで、国際標準職業分類の区分けなども参考にしながら、今回職務内容につきまして細分化を行っていまして、「調理人」から「調理補助者」を分割して、独立した小分類として立項しております。こちらにつきましては、就業時の現場の、例えばハローワーク等におきましても実際区分されて募集されているというような実態もありますし、内容的にも調理補助ということで明確に分かれているので、今回区分として切り分けました。

それから、今、「身の回り世話従事者」として、旅館・ホテル等の接客に従事する者と飛行機等の客室乗務員は混在するような形になっておりまして、どちらも一定の人数がいる職業ですし、国際標準職業分類では客室乗務員は独立した職業に位置付けられているといったところもありますので、今回、「身の回り世話従事者」から「客室乗務員」と「旅館・ホテル接客従事者」に切り分けて、それぞれ分割したという変更を行った次第です。

13 ページです。こちらは就業者数の多い職業の見える化の最後の点ですが、大分類K「運搬・清掃・包装等従事者」は実は人数が 10 年間で 10%以上増加しており、その中でも特に「その他の運搬、清掃、包装等従事者」の就業者数自体が 115 万人と、かなり人数が多くなっておりましたので、この小分類についての細分化を検討しました。

変更点は幾つかありますが、まず一つは、「その他の清掃従事者」から「ペストコントロール従事者」の新規立項を行っております。こちらは新型コロナウイルス感染症の流行期に、衛生等を管理し、清掃し、除去する、そのようないろいろな対策等が行われておりますが、このようなペストコントロール従事者の職務等を行っているので新規立項したということ、もう一つは、「その他の運搬、清掃、包装等事業者」から、例えばインターネット等の通信で買物をする、宅配してもらう、そのような形で注文することがすごく増えていますので、そうしたときに、インターネットで受けた注文を、倉庫で商品をピッキングする作業員を立項したり、そこからの「品出作業員」について区分したということです。また、併せて学校等で事務等を行う用務員も今回位置付けて、新規立項した次第です。

14 ページです。ここからは社会の経済状況の変化を踏まえた変更について、幾つか説明

させていただきます。

まず、デジタル社会の進展についての見直しということで、新分類Ｂの「研究者・技術者」の中で、「情報処理・通信技術者」という区分がありますが、この 16 年の間に本当にインターネットの通信、デジタル社会の進展は大きく変更がありましたので、第５回改定のときの基準の分類名と、実態での調査の統計の現場との記入等で平仄が合っていないことや、社会の変化に合った職業に対応し切れていないというような課題がありましたので、総務省で調査研究を行ったり、また、民間等の各社で行われている職名等も参考にしたりしながら、関係府省とも相談して、今回区分の見直しや、新規の立項、そのようなところで分類名の見直しを行った次第です。

15 ページです。同じく社会経済状況の変化を踏まえた見直し点と致しまして、保健医療・福祉分野の重大性、重要性に鑑みて、特に就業者数も多く増加している分野ですので、そのような観点から、専門的職種について今回幾つかの変更を行っております。

例えば栄養士の資格ですが、法改正があり、管理栄養士という資格の見直し、位置付けの見直しがありましたので、「管理栄養士」について新規の小分類立項を行い、また、「心理カウンセラー」はかなり職業としてのニーズも多くなっており、こちらについての区分の見直しを行っています。

そのほか、高齢者福祉におけるケアプラン等の作成を担うような「介護支援専門員」、いわゆる「ケアマネジャー」のような職種や、「精神保健福祉士」について新規立項を行った次第です。

16 ページに幾つかその変更点を見やすい形で整理していますが、「栄養士」については、先ほど申し上げたように、従来「栄養士」の中に位置付けられていた「管理栄養士」について、制度の変更を踏まえて、今回新規に立項したり、カウンセラーは勤務する場所によって幾つか区分されていて分かりづらい形になっており、「心理カウンセラー」として一つに集約して集計しやすい形に変更したり、「その他の社会福祉専門職業従事者」として混在していた「ケアマネジャー」等について、新規の立項等を行ったという変更をしたところです。

続きまして、17 ページです。社会経済情勢の変化の４番目の点と致しまして、ライフスタイルですとか価値観が多様化することに伴う変化として、職業等もいろいろ新規に見直しを行っておりまして、例えばインターネットに動画を配信する方が職業的にもかなり増えているところです。今までであれば、映像等を撮影する人、それからテレビとかで撮影された映像を編集する人、配信する人、それぞれ別の職業として位置付けていたのですが、最近は個人でインターネットの動画を撮影、編集、配信を一気通貫で行って投稿する方もかなり増えていますので、そのような職業について把握できるように、今回「映像・動画制作者」として項目の立項を行って、職業の把握をできるように区分の見直しを行ったという次第です。

18 ページです。同じくライフスタイル・価値観の多様化として、「エステティシャン」や「ネイリスト」といった、「美容サービス従事者」の中で一定の職業と見込まれる職業について、今回切り出しを行っています。そのほか、「他に分類されないサービス職業従事者」

の中から、動物の世話の従事者について同じく抜き出しておりまして、トリマーやペットシッターなど、動物の世話を行う「動物世話従事者」のところを今回把握できるような形で見直しを行ったというところです。

同じく 19 ページで、ライフスタイル・価値観の多様化についての３点の主な変更点として、「他に分類されないサービス職業従事者」の中から、放課後児童支援員や、その補助員はかなりその職業の従事者も増えていますし、社会的にも共働きの家庭等が増えていく中で、こどもを預けて放課後を支援してもらうという形で関わっている方が大きく増えていますので、このような職業について、「学童保育支援員」として切り出しして把握できるように変更したということと、同様に、「外国語指導助手」についても新規立項して、職員の把握をできるようにしたという変更を行った次第です。

20 ページです。ここまで分類面の見える化や、社会の変化など、そのような点に関しての分類項目の見直しについて御説明を申し上げてきたところですが、そのほか、法制度等の見直しに伴って変更した点について何点か御説明をさせていただきます。

今まで説明し切れなかった項目の中でも、法制度的に変更があった点として、まず一つは愛玩動物看護師法という法律の施行に伴いまして、「愛玩動物看護師」という職業が制度的に位置付けられています。ですので、こちらにつきまして、今の新しい大分類Ｃ「保健医療・社会福祉専門職業従事者」の中に、「愛玩動物看護師」という新規の小分類としての位置付けをさせていただいたというところです。

それから、教育面でも、認定こども園法の施行や、学校教育法の制度改正によって、小学校、中学校一貫で教育を行うような義務教育学校のような制度等もできておりますので、今回その法制度に合わせて、「認定こども園保育教諭」や、「義務教育学校教員」という項目を新設したところです。それに併せて、現行の９という中分類の区分上限を超えてしまったので、そこを教育の年次別に分けて、中分類の整理等も行った次第です。

最後 21 ページ、その他の変更点として簡単に御説明をさせていただきます。ここまでは社会の変化ですとか、就業人数の多い項目についての区分等について御説明申し上げてきたところですが、今回併せて小分類の統廃合等も行っておりまして、例えば現行の分類では、「製造技術者」や、「製品製造・加工処理従事者」については、課業等によっていろいろと区分してきたところです。ただ、例えば「製造技術者」の開発と開発以外の技術者を切り分けるということもしたり、生産の現場においては、主に自動の機械を使って生産する場合と、手を使って機器を使いながら製造する場合があるということで、二つに分けたりしたのですが、統計の現場で限られた回答用紙の中で、このような職業を区分することは実務的に困難であるというところで、区分が難しいという実態もありましたので、このような項目についての統合を行った次第です。

そのほか、この 16 年間及び過去も踏まえて、経済社会情勢がかなり変わっていて、実際の産業構造や就業者数もいろいろと変化しておりますので、こうした社会の変化に伴って就業者数が大きく減っている分類項目につきましては、幾つか統合を行った次第です。

例えば、小分類としては、鉱山などで採鉱を行う「採鉱員」や、「石切出従事者」、「砂利・砂を採取する者、このようなものはそれぞれ個別に数を取っていたのですが、全体として

もかなり就業人数が少なくなっております。ですので、このような項目について統合を行うなど、就業者数が大きく減少している項目については幾つか統廃合を行わせていただいたという次第です。

あとは参考資料になりますが、22 ページの参考１は統計基準に関する制度的な説明ですので割愛させていただきます。

参考２、23 ページです。今回の職業分類で直接の審議の対象ではないのですが、今回御議論いただく分類案につきまして、今後ホームページで各分類の業務の内容等を明確化して示すことを予定しております。これまでも各職業について、どういった職業で、どういった職種の方が該当するのかということを例示的に数行ぐらいで書いていたのですが、それだけではまだ把握しづらい部分もありますので、実際その職業で行われる課業(タスク)、業務や任務、どういったことを任務として行っていて、実際にはどういう職業の方が該当して、どういった職業の方がほかの分類項目に該当するのか、そのような形でより分かりやすく見える化を図ったという次第でして、今回の職業分類の改定の議論に併せて、最終的にはホームページで全部の分類について、このような形で例示をしていきたいということで、今、検討を進めているところです。

参考３につきましては、日本標準職業分類と国際標準職業分類との比較、対比ですが、大体大分類ベースではおおむね対比できるような形で整理をされているというところです。

25 ページ、参考４につきましては、これはかなり細かくなってしまいますけれども、現行の日本標準職業分類が左側で、右側が各産業分類別の就業人数を示したものとなっております。かなり職業によっては業種が偏ったり一部になったりしておりますが、こちらはあくまで参考ということで、データ的にも示させていただいたところです。

最初に 25 回ほどかけて２年間議論してきたというところで御説明申し上げましたが、検討会の開催の状況については参考５や６において内容を示しています。

そのほか、本日の議論の参考になるように、参考７として、個別の議論の対象になっているような項目につきまして、実際に今後ホームページで公表する予定の分類の詳細な説明を付けておりますので、議論の際の御参考にしていただければと思います。

改定内容につきましては、事務局からの説明は以上です。

○會田部会長　ありがとうございました。今回の改定につきまして、詳細に御説明いただいたと思います。

ただ、今回の改定は多岐にわたりますので、委員の先生方から質疑を頂く際に、小分けにして意見を頂きたいと思います。審議の内容により性格が違い、一般原則は、ほかの分類法と違うので、そこは個別に御意見を伺いたいということと、今回、専門職・技術者の大分類の分割という議事がありますので、それは別にして、それ以降で、社会経済情勢の変化を踏まえた分類項目の見直しということで御説明いただきましたが、幾つかの区分に分かれておりますので、それごとに御審議を頂ければいいと考えております。

まず、一般原則の見直しということで、資料３の７ページということで、「日本標準職業分類の位置付けと役割」の新設、「用語の定義」、それから、「職業分離の適用方法」の見直しということで大きく三つ書かれておりますが、ここのところにつきまして、委員の先生

方、御質問や御意見がございましたらお願いしたいと思います。

菅先生、お願いいたします。

○菅委員　よろしいでしょうか。１点だけ確認ですけれども、ボランティア活動を職業とするといった場合、これはボランティア専業という変な言い方なのですが、通常は仕事をしながらボランティアはやるものではないかと思いますが、これはボランティア専従のような、そういうものを想定しているのでしょうか。それとも、例えばふだんは会社で仕事をしていて時々ボランティアに行くということも対象なのか、その辺りを確認させていただきたいと思います。

○會田部会長　事務局でよろしいですか。

○有田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付統計基準専門官　事務局の有田です。

こちらについては、日本標準職業分類は報酬を伴うものについて適用することが原則ということではありますけれども、中には報酬を辞退されるということも十分あり得ますので、報酬を伴うことは原則としつつも、そうではない統計調査でも利用いただくことができるといったことを想定しています。ですので、その調査の方式の中身にもよってしまうと思いますが、もちろんボランティアを専業で行っている方を対象とした統計調査もあろうかと思いますし、本業のほかにボランティアをしているといった場合、例えば動物の世話をしていますといった場合には、恐らく「動物世話従事者」ということになりますけれども、いずれの場合にも使えますというような形で一般原則は整理をさせていただいているところです。

以上です。

○菅委員　私が不思議だなと思ったことは、例えばよく「職業は何とかです」と言っても、「職業不詳」とかとテレビに出たりするわけですが、職業分類にボランティアができると、今後は、職業はボランティアとテレビのテロップに出るような、そういう時代が来るという感じなのでしょうか。

○有田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付統計基準専門官　事務局の有田でございます。

ボランティアの中でも、何のボランティアを無報酬で行っているのかというようなことを御説明していただくような形になるのかなと考えているところです。

○菅委員　了解しました。ありがとうございます。

○會田部会長　ただ今の菅先生の御意見について一言付け加えると、恐らく日本標準職業分類は確かに報酬があるという前提で分類を付けますが、それを前提としないほかの調査で、例えばボランティア活動などを調べた調査の中で、この日本標準職業分類を使ってもよいですよということかと思うので、ボランティアという新しい職業の区分ができているわけではなくて、これをほかに流用しても構いませんという程度のことかと思うのですが、いかがでしょうか。

○田中総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官　正に御指摘のとおりで、説明が混乱する形となって申し訳ありません。分類項目自体はあくまで報酬を得た職業の分類で

すので、ボランティアという項目自体を立項するわけではなくて、今、部会長から御説明あったとおり、ボランティアだけで例えば調査をしたいとか、そのようなときに利用、活用できますという趣旨でございます。

○菅委員　分かりました。勉強になりました。ありがとうございます。

○會田部会長　ありがとうございました。

それでは、原先生、お願いいたします。

○原専門委員　御指名ありがとうございます。聞き逃したと思うのですが、７ページ目の職業分類の適用方法の見直しのところが理解できなかったので、具体例を示して御説明いただけたらありがたいと思っています。ふだん職業分類、職種を研究などで使わせていただくときに、スキルレベルを測れないことがすごく残念だなといつも思っていまして、それは定義の問題なのでしようがないのかなと思っているところですが、この説明を読んでいると、「長期間の教育や訓練、研修の必要を考慮して大分類を適用する」と、スキルの話も入っているように読めて、少し混乱してしまったので、最後の職業分類の適用方法の見直しのところを、例を使って御説明いただけないでしょうか。

以上です。

○田中総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官　今の資料１のところで、６ページのところですが、例えば複数の職業を１人で行っている場合や、一つの勤務先で複数の職務をしている場合、そのようなときの分類の基準について今回見直しを一部行ったという次第です。まず、例えば複数の職場で働いている場合は、基本的に報酬が最も多く得られている職業で分類して回答していただくというルールにしております。ただ、報酬の金額で整理できない場合は、６ページの（１）のアの（イ）のところですが、就業時間の長さで区分していただくという分類を適用しています。

今回のパワーポイント御説明で分かりづらかったところは、その次の下のイのところでして、一つの勤務先で複数のタスクを行っている場合、例えば工場で工場長をしながら研究的なものを行っている場合、そのような場合で複数の職務を行っている場合には、まずは職業時間の長い分類項目を記載いただいて、職業を記入していただくのですが、例えば時間の長さで区分けできない場合に、（１）イの（イ）のａに当たりますが、そのときは、時間で区分できない場合は、財・サービスの生産に関わる職業を優先していただく。そうでない場合には、それ以外の職種で、（イ）の（ｂ）、６ページの一番下のところですが、研究者や保健医療など、そのような専門的職種を先に御選択いただいて、そうではない場合には、大分類Ｌ、Ｇ、Ａ、Ｆという形の順番で来ていただくという順番を定めています。

このような分類の記入のルールは元々前からある程度はあったのですが、そこである程度教育の期間とかも含めながら、この順番、選び方を御議論いただいて、この辺を一部見直したというところです。説明が分かりづらくて、割愛してしまったところがあって恐縮ですが、このルールについて、職業の訓練の期間や、研修の必要も考慮しながら、記載する順番等を一部整理、見直しを行ったという次第です。

○原専門委員　ありがとうございます。そうしますと、例えば、今、例として挙げていただいた工場長の場合、自由記入で工場長と書いてあったら、もう管理的な職業のところに

分類をされるということですよね。

○田中総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官　さようでございます。

○原専門委員　その人が本当は長時間技術的な仕事を行っていたとしても、工場長と書いてあったらそれが優先されるわけですよね。

○田中総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官　書いてあるもので判断していくということになるので、そこの中身と、あとはこのルールに従って割当てをしていくという形になります。

○原専門委員　ありがとうございました。もう少し私の中で理解して、また整理して、もしかしたらまた質問させていただくかもしれません。今のところはありがとうございました。

○會田部会長　私が余分なことをいつも言うことはどうかと思いますが、原先生の御質問については、今回の資料１の６ページから７ページの辺りのところに関係することが書いてありますので、御覧いただければよいのかなと思います。特に６ページから７ページにかけては、「職務が複数の分類項目に該当する場合」ということで、事務局から説明ありましたように、報酬の額であるとか、勤務時間であるとか、従事している時間とか、そういうもので決めていくのですが、そうでない場合で、ある程度大分類でもって優先順位が決まっているところがあって、その場合には、管理職よりどちらかというと実技に近いところの分類を優先して付けるというようなことが、大ざっぱに言うとそういうことが書いてあって、そこのところが一般原則で６ページから７ページに書いてあるというところです。

それから、もっと言うと、８ページのところに関しては幾つか特例が書いてあって、例えば病院の院長はどっちに格付するのか、研究所の所長をどっちに格付するのか、そういうものの特例ということで一般原則の中に書いてあるというような組立てになっていますので、御参考までにと思います。

原先生、お願いします。

○原専門委員　発言してよろしいでしょうか。會田部会長、どうも御説明ありがとうございます。そのことを質問したことについては、不勉強で恥ずかしいのですけれども、少し外れて、資料３の５ページを御説明いただいたときに、「管理的職業従事者が非常に減っている」という御説明があって、これから気が付きまして、なぜなのかと思いました。例えば農林漁業とか生産工程とか、大分類Ｇ、Ｈ、Ｉ、Ｊとか、その辺が減るということは、社会構造が変わっているのでそうかなと思ったのですけれども、やはり大分類Ａがすごく減っていることが不思議で、その辺は分類が難しいからなのかなと思ったことが一つの理由でした。もし可能であれば、管理的職業従事者がかなり減っている理由を、統計局の方で御存じだったら教えていただけたらと思います。

○河野総務省統計局統計調査部調査企画課調査官　統計局でございます。

御指摘いただいたところは、今後、確認でき次第御報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

○原専門委員　ありがとうございます。この辺いろいろ気になっていたので、質問しました。

○會田部会長　先にいってまた後ろに戻るということも構わないと思いますので、この一般原則の辺りはいかがでしょうか。

では、取りあえずこのところは一応区切りを付けまして、二つ目は、今回大きな改定として、資料３で言いますと８ページのところで、「詳細な実態把握を可能とするための分類項目の見直し」ということで、大分類の分割ということで、「専門的・技術的職業従事者」を四つに分割しているということがありますけれども、これにつきましては、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

菅先生、お願いいたします。

○菅委員　ありがとうございます。こういう形で大分類が増えることは良いことだと思うのです。やはり結構大分類単位のデータは多くあるものですから、これは非常に使い勝手がよろしいのではないかと思います。

少し思いましたことが、参考資料としていただいた参考４で、職業と産業のクロス集計を作っておられます。これを見ると大変興味深くて、何となく思ったことは、大分類Ｄは大分類の名称が「法務・経営・教育等専門職業従事者」ですが、この資料を見ると数が多い集団は教育となっています。だから、この大分類は「法務・経営・教育」と書いてあるけれども、主に教育なのかなという感じがするわけです。その上の保健医療は保健医療・社会福祉が主に医療・福祉であることは何となく筋が通っているような感じがします。

これは非常に微妙ですが、「法務・経営・教育」と言うけれども、主に教育の方なのかなというところが、例えば大分類Ｄの名称は教育を上に持ってきてもよい、「教育・法務・経営」と言ってもよいのではないかという感じがしました。一番上の大分類Ｂ「研究者・技術者」が情報・通信がメインだと、これは理屈が通っている、それと、製造業が多いということも理屈が通っているのですが、何となく大分類Ｄは主に教育なのかなという感じがして、大分類Ｄの書きぶりを「教育・法務・経営」という順序にした方が恐らく誤解を招かないのかなと思ったのですが、この辺りいかがでしょうか。

○會田部会長　事務局の方でいかがでしょうか。

○有田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付統計基準専門官　事務局の有田です。

菅先生の御指摘のとおり、今、国勢調査の結果で、私の手元に中分類別の集計の結果もあるのですが、令和２年の国勢調査の結果ですと、教員というすごく大きなパイが大体 140 万人ぐらいおりますので、御指摘のとおり教員が一番多いということになっております。法務と経営について、法務従事者が約 10 万人、経営が約 20 万人ということで、菅先生の御指摘のとおり、教員が一番多いという状況ではありますので、御指摘を踏まえて、また事務局でもどういった順番が良いのかといったことは再度検討させていただければと思います。

○田中総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官　事務局の田中でございます。

一応その順番は、現行の中分類の順番が法務従事者で、それから経営、その後、教員といった形になっていまして、人数が多いものを常に先頭に持ってくるという形で大分類の項目名称を整理するというよりは、現行の中分類をそのまま順番に並べるという形で整理

しています。人数的にはかなり教員が多くなっていますし、研究会ではこれだけを抜き出すべきではないかというところも含めて、いろいろな議論があったのですが、最終的にまとめたときに、今の中分類が「法務・経営・教育」という順番になっていて、こういう分類項目名称になっているという次第です。補足でございます。

○菅委員　何となく思ったことは、教育が、あいうえお順みたいに、要するに中分類の順序になっているから、変な話、筆頭に一番マイナーなものがくる可能性もあるわけですよね。この場合で言うと教育が圧倒的に多くて、法務・経営はどちらかいうと小さいわけですよね。この辺りは中分類の順序になっていることは分かるのですが、社会一般には一番上に来るものが、学者の論文だと一番上に来るものがリードオーサーと言って、この人が一番頑張ったといった受け取り方をするので、何となく教育が最初でもよいのではと、それが逆転することはあまりないのではということが、今、私がこれを拝見して思ったことです。もちろんそれは事務局で御検討していただけることであって、そうしなければいけないという特に論理があるわけではありません。

○會田部会長　ありがとうございます。ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

では、原先生、お願いいたします。

○原専門委員　御指名ありがとうございます。私もこの大分類の分割は良い形だなと思いました。特に大分類のＣとＥが、特にＥですよね、分割は良かったなと私自身非常に思っています。労働関係のことを分析する者として、一ユーザーとして思っています。

資料３の８枚目、お見せいただいている資料なのですけれども、新大分類Ｂの説明は、科学的な知識が随分と強調されている説明になっていて、人文系はどこにいったのかなと。やはり人文系の研究者もここに入っているので、資料にある説明文では誤解を招かないかという懸念を覚えました。

研究者の人数を把握することは大事だと思っていて、特に科学技術力を上げていくとか、研究力を上げていくことが、国として重要な政策になっている中で、大分類Ｂの「研究者・技術者」だけでなく、大分類Ｄに入る大学の教員も研究を行っているので、研究に関わる人の人数を把握するというときに、今後ユーザーの方にはＢとＤをうまく組み合わせて使っていただく必要があるのかなと考えました。

以上です。

○會田部会長　事務局の方で御意見ございますか。

○有田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付統計基準専門官　事務局の有田です。

原先生の御指摘のとおり、一般原則の方で教員をしていると教員にいってしまうという整理をしていますので、ＢとＤをうまく使っていただいて研究者を捕捉していただくというようなことになろうかと思います。

以上です。

○會田部会長　ほかに御意見、御質問などはございますでしょうか。

それでは、また後で戻ることも構わないということで、次にいきたいと思います。次は細かいところで、先ほど御説明いただきました、９ページから 13 ページで、「就業者数が

多い職業等の見える化」ということで、一般的に考えると、今までその他の分類にあったものが、そこが膨らんできているので、何かを特出ししたいということなのだと思いますが、最初に事務局に伺いますが、新規立項するといったときに、その数量基準みたいなものはあるのでしょうかというところを簡単に説明いただければと思います。

○有田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付統計基準専門官　事務局の有田です。

資料１の参考資料で付けさせていただいた参考２の中の別添という形で、中分類、小分類の項目の新設をするときの量的目安ということで整理をさせていただいている文書があろうかと思います。その中で、下の方にスクロールしていただくと、例えば中分類の新設をするときには、大分類の就業者の 10%以上または 10 万人以上であることや、小分類項目の新設ですと、中分類項目に占める割合の 10%以上または１万人以上であるということをメルクマールとして、今回分類を新設、統合という形で検討をさせていただいているところです。

ですので、研究会で検討する際には、新規立項する分類にどれぐらいの就業者数がいるのか、若しくは就業者数という明確な数字がなくても、世の中に出ている各種の情報を用いて、これぐらいは見込めそうだというようなことを参考にしつつ、今回立項させていただいているということになります。

○會田部会長　どうもありがとうございました。このところは、９ページから 13 ページまでのところで、職業等の見える化ということで、「行政書士」、「通訳」の新規立項、それから、「医療・介護事務従事者」の新規立項、「レジスター従事者」、「販売営業従事者」の見直し、「調理補助者」、「客室乗務員」の新規立項など、それから、「ペストコントロール」、「ピッキング作業員」、「品出作業員」等の立項、「運搬・清掃・包装従事者」の見直しがここで挙げられておりますが、これに関連して御意見、御質問とかございましたらお願いいたします。

牧野先生、お願いいたします。

○牧野臨時委員　静岡産業大学、牧野好洋です。どうぞよろしくお願いいたします。

何点かあります。１点目が、資料３の 12 ページです。「身の回り世話従事者」を「旅館・ホテル接客従事者」と「客室乗務員」に分けたことを承知しました。そのときに、客室乗務員は一般的に飛行機に乗っている方をイメージするのですが、例えば船に乗っている方であるとか、グリーン車のパーサーであるとか、そういう仕事もあります。この客室乗務員がどこまでを指しているのか、教えていただければありがたいです。

次に 13 ページを教えていただければありがたいです。例えば今後、現行の日本標準職業分類と新しい日本標準職業分類で、コンバーターを整備することもあるかもしれません。13 ページの改定案では、左側に従来の職業分類があり、右側に新しい職業分類があります。小分類 746「再生資源回収・リサイクル従事者」には「改称」と書いてあります。一方、左側にそれに相当するものがありません。「ペストコントロール従事者」は新設ですので、左側になくてもよく分かるのですが、「再生資源回収・リサイクル従事者」という小分類は、どこか別の中分類から持ってきてここに入っているのか、教えていただければ助かります。

以上２点であります。よろしくお願いします。

○有田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付統計基準専門官　事務局の有田です。

まず１点目の御質問についてですけれども、客室乗務員がどこまで含まれるのかということで、陸海空、飛行機、船舶、鉄道、それは全て、いわゆる乗り物と言われているものが全て含まれるということで、今回の改定案は整理をさせていただいております。

２点目の御質問なのですけれども、再生資源が左側の欄にないけれどもという御指摘だったのですが、これは他の項目から移設してきたもので、それが現行の分類ですと、大分類Ｄの販売や卸売の中に入っています。旧来何で販売・卸売とされてきたのかというと、昔でいういわゆるちり紙交換と言われるような廃品回収を行っていらっしゃる方が含まれるような分類だったからという背景もあったからですが、今回こちらに移動してきた理由としては、中身を見直したというより、今や再生資源の回収はごみや廃棄物処理といったことを含め、リサイクルとして一体的に行うといった制度の立て付けになっているということで、分類項目のお引っ越しをこちらにしたというような整理になっております。

○牧野臨時委員　ありがとうございます。まず、２点目はよく分かりました。

１点目につきましては、「客室乗務員」は乗り物を対象とするということで、飛行機には限定せず、船や電車も相当すると。一方、細かいことでごめんなさい、例えばバスガイドは、乗り物に乗務しますが、ここに入るのですか。

○有田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付統計基準専門官　旅行の添乗員や車掌を区分する分類が別にありますので、恐らくそちらに分類されることになるかと思います。

○牧野臨時委員　分かりました。ありがとうございます。私からは以上であります。

○有田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付統計基準専門官　ありがとうございます。

○會田部会長　ありがとうございます。

そのほかに、御意見、御質問はございますでしょうか。

それでは、原先生、お願いいたします。

○原専門委員　簡単な質問で、今回、「調理人」から「調理補助者」を分割したということだったかと思うのですが、ここまでで資格が一つ切り分ける基準として大事なように御説明を聞いていて思ったのですが、これも調理師の資格がある人とそれ以外という区分けの理解でよろしいですか。

○有田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付統計基準専門官　事務局の有田です。

調理人につきましては、必ずしも調理を行っている方が調理師免許を持っているとは限らないという実態もありますので、免許がない人も想定した分類ということになっております。

○原専門委員　ありがとうございます。調理補助者はどんな人たちですか。単に野菜を洗うだけとか、食器を洗うだけとか、そんな感じですか。

○有田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付統計基準専門官　事務局の有田です。

具体の改定案を資料３の後半のところに載せさせていただいていますので、そのページを御覧いただければと思います。58 ページを御覧いただけますでしょうか。その中で、「調理補助者」の主な課業、調理補助者と言われている人が何を行っているのかということを、今回課業を整理しておりますけれども、例えば食材の切り込みとか下ごしらえとか盛り付けなどの補助的な業務、あくまでも調理人の指示に従って何らかの作業をする人たちということで、今回分類を設定させていただいております。

○原専門委員　分かりました。ありがとうございました。

○會田部会長　それでは、菅先生、もしございましたらお願いいたします。

○菅委員　これは感想に近いのですが、「通訳」という小分類が新しく立つということで、非常に興味深いなと思うことは、今ＡＩの登場でなくなる職業は何なのだろうということはよく話題になるわけです。例えば翻訳業は典型的になくなるのではないかと言われているのですが、通訳はどうなのだろうと。何となく思っていることは、こういうものが立つということはいろいろな意味で面白いなと。つまり、通訳は新規立項するけれども、ＡＩの登場でどんどん職業として消えていってしまう結果が出ることもあり得るのかなと。その辺り、こういうものが立つことはすごく面白いことで悪くないかなと。これはかなり感想に近いところですが品目分離だとよくあります。一生懸命新しい分類を立てた瞬間に、その商品が市場から消えるというケースが、新しい技術が登場して消えることはよくあるのですが、この辺り非常に意味があるのかなと、面白いのではと思われます。

○會田部会長　事務局で御意見ありますか。

○有田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付統計基準専門官　事務局からは特にないのですが、そのような形で将来、先ほどの事務局からの説明で「レジスター従事者」のことも説明しましたけれども、セルフレジなどがどんどん発展していけば、レジ打ちの人も恐らく今後は減っていくであろうと思われるのです。しかしながら、そのような実態を捕捉するという意味でも、今回立項することには、ある一定の意味はあるのかなと事務局としても考えているところです。

以上です。

○會田部会長　ありがとうございます。

そのほかに御意見、御質問などございますでしょうか。

牧野先生、お願いします。

○牧野臨時委員　度々恐れ入ります。もう１点だけお願いします。牧野です。

17 ページの「映像・動画制作者」を新規立項というところです。「映像・動画制作者」の文字の上に、「一連の工程を自ら行う云々かんぬん」という表現があって、これを読むと一連の工程、全部を行うように見受けられました。ところが、資料の 43 ページに「映像・動画制作者」の説明があり、それを見ますと、一連の工程を全て行っていなくても、どれか一つを行っていてもここに相当するわけですよね。表現だけの話なのですが、一連のみならず、いずれかの工程を担う場合も含むというように表現する方が良いと思います。その

ような表現を入れてもよいのかなという気がしました。

以上、感想です。よろしくお願いします。

○有田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付統計基準専門官　事務局の有田です。

御指摘ありがとうございます。先生のおっしゃるとおり、一連の工程を全部行っている人は、もう本当に配信者とかに限定されてしまうのですが、中には自分は出演しないで編集だけを行っている人ももちろんいらっしゃるかと思いますので、そのような人たちもこの分類に含める形で今回取れるように整理はしております。表現ぶりについては、おっしゃるとおり、また改善の余地等はあるかと思いますので、引き続き検討していきたいと考えております。

以上です。

○會田部会長　ありがとうございました。

取りあえずここのところを区切りとして、次に 14 ページで、デジタル社会の進展というところで、「情報処理・通信技術者」のところがありますけれども、このところについて何か御意見、御質問はございますでしょうか。資料３の 14 ページになりますけれども。

○菅委員　１点だけ質問してよろしいでしょうか。

○會田部会長　菅先生、お願いします。

○菅委員　今回かなり分割という単語が出てくるので、過去については、要するに遡及することは難しいという理解でよろしいですか。つまり、分割するということは、国勢調査なのでしょうが、過去の結果を新しい分類で再集計ことはやはりかなり難しい、要するに過去の結果と今後の結果をつなげることはかなり難しいという理解でよろしいでしょうか。

○有田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付統計基準専門官　事務局の有田です。

御指摘のとおり、今回、中身そのものも説明を見直している部分もあります。例えば１番と２番が合体してこの番号の項目になっていますといったような見直しを行っているわけではないので、過去の遡及という形になると若干難しい部分も出てくるのではないかと考えております。

○菅委員　デジタルの分野は変化が激しいので、当然だろうと思います。だからそこは思い切って変えてよかったのではないかなと思います。ただ、当然過去とつながらないですねということは、多分話としては出てくるのかなと思いますけれども、これでよいのではないかなと私自身は思います。

○有田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付統計基準専門官　ありがとうございます。

○會田部会長　ほかにございますでしょうか。

取りあえずここで区切りとして、次に 15 ページから 16 ページのところで、「保健医療・社会福祉分野の重要性の増大」というところで、各種の新規立項であるとか、「管理栄養士」であるとか、「心理カウンセラー」であるとか、「ケアマネジャー」の立項の関係ですが、これにつきまして何か御意見、御質問はございますでしょうか。

牧野先生、お願いします。

○牧野臨時委員　静岡産業大学、牧野です。

素朴な質問をします。16 ページ、新小分類 144 に「心理カウンセラー」があります。そして、新小分類 154 に「精神保健福祉士」があります。重複して持っている方がいるのかなということをふと思いました。38 ページに「心理カウンセラー」がありまして、「公認心理師の資格等を有し」という形で説明が出ています。39 ページに「精神保健福祉士」で、「精神保健福祉士の資格を有し」という記述があります。私はこの分野の知識が全然ないものですから、素朴な質問なのですが、例えば両方持って仕事をしている、もちろんそのときには主たる方を回答することになると思うのですが、そういうことはあるのか、それとも、全く異なる資格で、あまり重複は気にしなくてよいのか、その辺りを教えていただければ助かります。

○有田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付統計基準専門官　事務局の有田です。

先生御指摘のとおり、資格ですので、両方の資格を持っているという、ダブル資格ホルダーの方はいらっしゃるかと思います。ただ、職業分類を適用するときには、例えば国勢調査ですと、「あなたの仕事は何をしていますか」というような聞き方をしていますので、例えば具体の就業場所の回答や、精神疾患を抱える方の自立支援をしていますとか、そういうように回答があれば「精神保健福祉士」になりますし、心理カウンセリングをしています、といった回答があれば、「心理カウンセラー」になるといったような整理になります。

ですので、ここは資格で線引きをするのではなくて、職務として何をしているのかということで線引きをしていただくと。そのために、今回改定案で課業ということで整理をさせていただきますけれども、そのようなものを参照していただきながら統計の表章を行っていただくという整理になろうかと思います。

○會田部会長　ありがとうございます。

原先生、お願いいたします。

○原専門委員　御指名ありがとうございます。1 点簡単な確認なのですが、スライド 15 枚目の「管理栄養士」についてなのですが、栄養士法の改正があったことを踏まえて新しく新設したということですが、管理栄養士という資格は多分前からあったのではないかと思うのですが、今あえて切り出したことは、やはり医療分野で働く従事者、結構、病院などの調理に関係する指導をなさったり、実際なさったりしていると思うのですが、そういう方たちだと思うのですが、そういうところを把握したいという意図があってのことなのでしょうか。もし私の理解が正しければ、昔から確かあったはずの資格を新たに切り出した、あえて切り出したということの理由を教えてください。

○田中総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官　御指摘のとおり、管理栄養士の資格自体は昔からありまして、必ず栄養士免許を取ってから、例えば一定以上の実務経験を経て、管理栄養士の国家試験を受けて国家資格を別途取るみたいな、ある意味、上級的な資格の位置付けで運用されていたのですが、令和７年の４月から制度改正がありまして、管理栄養士の養成施設で修業４年を経たら栄養士免許の取得を経ず直接管理栄養士になれ

るということで、栄養士の免許を持っていなくても管理栄養士の国家資格だけを卒業と同時に取れるというような形で制度が変更されておりますので、このような形で管理栄養士の資格だけを取る人とを正しく把握できるように、今回分離しました。

○原専門委員　それまでは、管理栄養士は大学卒業してすぐは取れなかったのですか。

○田中総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官　制度上、栄養士の免許を取得し、別途管理栄養士の国家資格を受けていただくということで、２段階の仕組みになっていたが、今回直接卒業と同時に管理栄養士の国家資格だけを取得するという意味で、管理栄養士国家試験を受けるには栄養士の免許取得を必要、つまり前提としなくなったというところで、制度改正がございました。

○原専門委員　分かりました。ありがとうございます。

○會田部会長　菅先生、先ほど手を挙げていらっしゃいましたが。

○菅委員　これも感想めいて申し訳ないのですが、やはり産業データを見ると圧倒的に医療・介護が拡大していて、ほかが縮小して、医療・介護、日本のサービス化はそういうものだと私は思っているのですが、こういうように医療分野が非常に細かくなることは非常にすごく意義が、その中身をよく理解するという意味ですごく意味があると思うのです。

この辺りはこの後の話と関わってくるのですが、保育士と、こども園が違う大分類になるのでしたか。その辺りを私はあまりよく理解していないのですが、そういう整理になるのでしょうか。その辺りどういう議論があったのか、どういうように整理なさっているのか教えていただけたらと思います。

○有田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付統計基準専門官　事務局の有田です。

後ほどサービス業のところで「教育・保育補助従事者」という人たちの分類を立項しましたというような説明について質疑をさせていただくことになると思うのですが、従来から保育士は現行の中分類 16「社会福祉専門職業従事者」のところにいて、教員が現行の中分類の 19 という中分類におります。その中分類に属する人の補助者ということで中分類を立てていますが、昨今、教員、保育士の成り手不足だとか、教員の働き方改革ということで、本来教員とか保育士がやらなければいけないようなお仕事を補助する人たちということで、今回小分類を立項させていただいております。

その中で、学童保育というもの、「学童保育支援員」という小分類を新規立項していますが、これは保育園の先生とか教員ではなくて、あと、お子さんが放課後、両親が共働きだったりするときに、一時預かりとしての施設が放課後児童クラブとかあるのですが、そこの指導員ということで、教員と保育士さんとは別の位置付けの人たちがそこにいると御理解を頂ければと思います。

以上です。

○菅委員　この辺りの分野は非常にややこしくて、前に産業分類の議論をしたときに、こども園は、幼稚園は教育で、保育園は医療で所管が違うのですね。こども園をどうするかで大いにもめて、最初、その他のサービス業にしようという話があったのですが、その他のサービス業だと並びが変で、こども園、その次に産業廃棄物と来るので、これはおかし

いということでやめて、今の私の記憶では、文部科学省型のこども園は教育、厚生労働省型のこども園は医療とか、そのように何かすごくややこしいことをやったのですが、この辺りは職業でもやはり所管とかそういうもので、ある部分は教育、ある部分は保育とよう大分類が跨ってしまっているのではないかと思うのですが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○有田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付統計基準専門官　認定こども園の保育教諭のところかと思うのですが、認定こども園の改定案を作っていて、参考で何ページになるか、今、確認しますけれども、そこで、ここに区分される人はどういう人という説明をしているのですが、その中では、認定こども園には幼保連携型とか様々な類型があります。41ページを御覧いただければと思いますが、認定こども園の類型は問わないということで整理をさせていただいておりますので、文部科学省型とか厚生労働省型とか関係なく、認定こども園の保育教諭をしていると回答があれば、こちらに分類をさせていただくという整理を現在しております。

○菅委員　分かりました。かつてすごく変な議論をした記憶があったので、こっちの方はうまくまとまったということを聞いて、なるほどと思いました。それで、保育士はまた別にあるわけですね。分かりました。ありがとうございます。要するに、保育士は大分類Ｃで、「認定こども園保育教諭」はやはり大分類Ｄなのですね。

○有田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付統計基準専門官　御指摘のとおりです。

○菅委員　そのように、やはりそこはずれてしまうわけですね。

○有田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付統計基準専門官　そこはずれてしまうといったことになります。

○菅委員　分かりました。多分この辺りが一番所管と実際の我々が普通の人から見ると、大分類を跨って似たようなものがいるということがやはり分かりづらい感じはしますけれども、しようがないのかなという気も致します。

○會田部会長　それでは、原先生、お願いいたします。

○原専門委員　先ほどの「管理栄養士」の話なのですけれども、もしかしたら事務局からの御説明に事実誤認があったのかなと思って、この場で言うことではないかもしれないのですが、多分「管理栄養士」は令和６年度以前も管理栄養士の養成施設を４年間きちんと学んで卒業すれば直接資格を取れたのではないでしょうか。もし私の事実誤認だったらすみません。

医療・介護分野で働く人たちは大事だと思うので、その実態がどうなっているのかを捕捉するために、「管理栄養士」として新しく新規立項したことはすごく良いのではないかなと思いました。実態を把握する必要はあると思います。需要の高い分野だと思うので。

以上です。

○會田部会長　ありがとうございました。

ほかに保健医療・社会福祉分野の重要性増大という関連でございますでしょうか。

それでは、この辺で次に行かせていただきまして、次に17ページから19ページで、④

で、ライフスタイル・価値観の多様化ということで、「映像・動画製作者」の新規立項であるとか、「エステティシャン」、「ネイリスト」、「動物世話従事者」の立項であるとか、「教育・保育補助従事者」の新規立項とかでございますが、このところについてはいかがでしょうか。御意見、御質問はございますでしょうか。

すみません、會田から一つ質問させていただきますが、ライフスタイルの変化ということで、17 ページに、先ほど牧野先生から御質問ありましたけれども、ユーチューバーはここのところに入るという前提でよかったのでしたか。

○有田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付統計基準専門官　事務局、有田です。

先生御指摘のとおり、ユーチューバーはこちらに、もしそういうように回答があれば格付されるということになります。

○會田部会長　あと、ライフスタイルということで、例えばデイトレーダーあのような方々は、特に今回は新規立項はしていないのでしょうけれども、例えばどんなところに分類されるのでしょうか。

○有田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付統計基準専門官　一般原則の中で、そのような労働を伴わないで報酬を得ている人たちは職業分類の対象にしないといったような整理をさせていただいていると思います。後ほど確認させていただければと思います。

○會田部会長　ありがとうございます。

菅先生、お願いいたします。

○菅委員　これに関しては私もよく分かっていないところがあって、例えばよくインフルエンサーという言葉を耳にするのですが、これはこのカテゴリーなのでしょうか。インターネットで動画を配信している人をインフルエンサーと呼んでいるような気がしますが、多分将来的には国勢調査でインフルエンサーと書いてくる人がいるのだろうと思いますが、その辺りはどうなるのでしょうか。

○池田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付　事務局の池田です。

恐らく、インフルエンサーが用いる手段は、動画に限らず、例えば文章ですとか、写真ですとか、いろいろあると思います。あくまでここに分類されるものは、動画を配信するなどして報酬を得ているものということになります。

以上です。

○菅委員　あともう一つお聞きしたいのですが、ユーチューバーといってもお金を稼いでいる人と稼いでいない人がいると思うのですが、お金を稼いだものを職業と呼ぶとすると、ユーチューバーはある程度視聴者がいないとお金をもらえないと思うのですが、要するにある程度お金を稼いだユーチューバーがこのカテゴリーになるということなのでしょうか。厳密にそのようなことを国勢調査で分類できないとは思いますが、あくまでも概念としてはどのような感じになるのでしょうか。

○池田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付　事務局の池田です。

一般原則に記載のとおり、職業分類の設定に当たっては、報酬を伴う職務又は報酬を目

的とする職務を対象にしていることから、例えば、現状報酬が伴っていなくとも、報酬を目的として動画を配信しているということであれば､本項目に分類されることとなります。

以上です。

○菅委員　分かりました。最近の話であって、話題になるかもしれないので、お聞きしておいてよかったと思います。ありがとうございます。

○會田部会長　ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

○有田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付統計基準専門官　すみません、先ほどデイトレーダーについて御質問があったかと思いますが、資料１を表示していただいて、３ページ目に、報酬とはこういうことですよと説明しているページがあって、その中の注意書きの２番目に、こういうものは報酬には当たらないということで、自己所有の資産によって生み出された収入ということで、例えば利子の配当とか、そのようなものは報酬には当たらないと整理しています。ですので、デイトレーダーは自己の資産を運用して利益を得るということになりますので、基本的には職業分類は適用されないといったような整理になろうかと思います。

以上です。

○會田部会長　どうもありがとうございました。ライフスタイル・価値観の多様化というところで、ほかに御意見や御質問はございませんか。

取りあえず区切りとして、次に 20 ページで、制度改正への対応ということで､「愛玩動物看護師」とか「認定こども園保育教諭」の新規立項がありますが、ここのところにつきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

牧野先生、お願いします。

○牧野臨時委員　牧野です。

20 ページの「愛玩動物看護師」についてです。もちろん様々な議論に基づいてこちらに置かれていると思うのですが、中分類「保健指導・看護従事者」は、小分類が 121「保健師」、122「助産師」、123「看護師」、124「歯科衛生士」と来て、125「愛玩動物看護師」と来る形になります。これを中分類で見ると、改定案では、同じ中分類に「愛玩動物看護師」も入ってくるわけですよね。小分類 121 から 124 が人間を対象とするのに対して、125 は動物を対象にすると。もちろん動物も大事な命ではありますが、異質なものであるような気もします。この扱いについて、これまで研究会では何か御議論はあったのでしょうか。

○鈴木総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付　事務局の鈴木と申します。

おっしゃった点に関しては、研究会での議論はありませんでした。ただ、今回の統計基準部会を開催するに当たって、事前に部会について御説明をした際に、別の委員の先生から全く同じ御指摘を頂いて回答したところですので、そのときにした回答をお伝えするような形になりますが、回答させていただきます。

今まで元々ここは「保健師,助産師,看護師」という中分類で、これが現行の中分類 13 です。この直前に現行の中分類 12「医師,歯科医師,獣医師,薬剤師」がありまして、そこで小分類「獣医師」が小分類「医師」、同「歯科医師」の次に入っていました。ですので、それに倣うような形で､こちらの中分類の改定案では､「医師」と一緒に働いている「保健師」、

「助産師」及び「看護師」、「歯科医師」と一緒に働いている「歯科衛生士」、その次に「獣医師」と一緒に働いている「愛玩動物看護師」という小分類の内訳及び順番として、直前の中分類のこれまでの整理に従うような形にしております。したがって、このような従来の「獣医師」を「医師」等と同じ中分類に含んできた整理もあるため、研究会では特段議論にならなかったものと理解していますし、その点については、特段問題はなく、この改定案の整理でよいと事務局の方でも考えております。

以上です。

○牧野臨時委員　御事情を御説明くださりありがとうございます。資料を見ると、20ページの下、中分類12に「保健指導・看護従事者」があって、その前、中分類11に「獣医師」も含む分類があるということでしょうか。分かりました。これまでの日本標準職業分類もそうだったのですね。

○鈴木総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付　改定前もそうです。

○牧野臨時委員　分かりました。正直、違和感はあって、日本標準産業分類では医療業と獣医業は異なる中分類である記憶があって、ここに「愛玩動物看護師」の小分類が入っていてよいのかなという感想は持ちました。

以上であります。

○鈴木総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付　ありがとうございます。一つのお考え方と受け止めております。ただ、一つだけ補足でお伝えしますと、獣医師のすぐ下に薬剤師とあるのですが、薬剤師の内容例示に、今回の改定案で、一般的な「薬剤師」の方と、それから、動物に対する薬剤師の方の例示も入れておりますので、そこの扱いも難しくなってしまいます。ですので、現行と変えずに引き続き同じ整理となりますし、お示ししている改定案を変えないで進める方が良いと考えています。

○牧野臨時委員　ありがとうございます。

○會田部会長　では、原先生、お願いいたします。

○原専門委員　牧野委員の御発言があったので、私もここについて発言させていただきたいと思いました。１人だけだったら発言をやめようと思ったのですけれども、同じように感じていらっしゃる方がいたので。多分、事前説明のときに質問させていただいたうちの１人は私だと思います。動物に関わる仕事をなさる方が増えているのだろうと思うのですが、人間を対象とする医療・保健行為と、動物を対象とする医療・保健行為は、いずれも重要な役割を果たすものであり、どちらかがより重要であるという趣旨ではありません。ただし、対象の違いによって、求められる専門知識や具体的な業務内容、遂行するタスクには相応の違いがあると考えられます。そのため、両者を同一の職業分類に含めることが、仕事内容やタスクの類似性という観点から適切なのかについては、検討の余地があるように思います。これを中分類として、例えば獣医師と愛玩動物の看護師、それと、動物の薬を扱う薬剤師、動物に関する職業の人たちを立てることはやはり難しいものなのでしょうか。

以上です。

○田中総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官　事務局でございます。人数の関

係もあるので、今回動物のものだけを抜き出すというよりは、元々「医師」と「看護師」という形で中分類 12 と 13 の区分が現行でありまして、中分類 12 の小分類の並びが医師、獣医師、薬剤師だったので、それに対応する形で保健師、助産師、看護師、愛玩動物看護師として整理しています。医療分野かつ専門的性質のある職務に従事するものである「医師」又は「看護師」という整理をしているところです。ただ、御指摘のように、対象が人か人以外で分けるという観点もあろうかとは思うのですが、そこだけで小分類ではなくて中分類として、対象が動物の職業だけで「獣医師」、「愛玩動物看護師」をまとめる形にすると、今度は医者系と看護師系のスキルレベルが混在する形になってしまうということと、かといって、「獣医師」単体で中分類を立項することも難しいということもあって、今の「医師」の属する中分類に小分類「獣医師」があるような形で、「看護師」の属する中分類に小分類「愛玩動物看護師」も属するよう整理したという次第です。ただ、もしその小分類に多くの人数がいるということであれば、また別ですが、人数的に「獣医師」だけで単独で立てることは難しいということもあって、今の案とさせていただいている次第です。

○原専門委員　ありがとうございます。かなり人数が少ないというところですかね。

○田中総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官　そうですね。やはり例えば「獣医師」と「歯科医師」を比べると、病院の数からしても多分「歯科医師」の方はかなり多くなりますし、「医師」となると、例えばいろいろな分野、内科、外科を含めてありますので、どうしても「獣医師」は、人数的に「医者」の属する中分類の中でも少ない状況でして、そこだけでの中分類新設は難しい状況ではあります。

○會田部会長　ありがとうございました。では、菅先生、お願いいたします。

○菅委員　私もここのところに少し違和感があって、例えば日本標準産業分類だと「獣医業」は大分類Ｌ「学術研究、専門・技術サービス業」として、医療とは分けられている。日本標準産業分類では医療と獣医業は分けられている扱いになっていて、それは投入先が産業だということもあるのだろうと思います。だから、その辺り、何となく、人を相手にするものと動物を相手にするものは、大分違うのではないかなと思いました。

もう一つは、愛玩動物という言い方をしているのですが、変な言い方をすると、非愛玩動物看護師はいるのか、それはどこに入るのかという感じもするのですが、どうなのでしょうか。つまり、「愛玩動物看護師」ということは非愛玩動物も多分あって、それも看護師になっているのか、その辺りどうなのでしょう。

○鈴木総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付　事務局の鈴木です。

「愛玩動物看護師」という小分類の名称になっている理由は、早い話が、資格の名称から取った名称で、「愛玩動物看護師」という国家資格が制度上できたことから、「愛玩動物看護師」という名前の小分類を新規立項したということが一つです。また、愛玩動物以外の動物を看護するものに関しては、愛玩動物は、一般的な市民の方をはじめ、どんな方にでも育てられていることが想定されますが、愛玩動物以外の、例えばですが、畜産業において、家畜とか家禽と呼ばれるような動物を考えると、そちらは農家の方がふだんから愛情を持って育てられているかと思います。そのような農家の方は、ふだんから動物を育てるプロと言えるような形で動物の世話をしてくださっている人たちです。ですので、例え

ば、獣医師が動物を手術している、若しくは動物の診察をしている間に、暴れる動物の身体を押さえるといったことは、実際に農家の方がなさるので、愛玩でない動物の医療の場では、あまり看護師が必要になる場面が想定されないという実態があります。他方で、制度上も、「愛玩動物」の対象の動物は範囲が決まっているので、対象の動物が限定されているということとの、実態と制度上の二つの理由で、愛玩動物以外の動物を対象とする動物看護師は、いないということです。

以上になります。

○菅委員　説明は分かりました。ただ、何となく皆さんの話がいろいろと錯綜する原因は、例えば産業連関表だと、昔、「農業サービス」と言ったのですけれども、「獣医業」は「農業」だったのです。今、「サービス業」の扱いになっているのに対して、労働の方だと「医療」だというと、何となくそろっていないような感じがして、この辺りどうあるべきかということは考える場所があってもいいのかなという感じは致します。

○田中総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官　御意見ありがとうございます。ただ、日本標準職業分類に関しては日本標準産業分類と必ずしもパラレルになっているものではなく、職業という性質に着目して、日本標準産業分類と別の形で、正しく、経験なり職種なり経歴なりを踏まえて、国際分類との対比の中で整理してきたものです。今の分類の名称自体が、保健医療に関する専門的な国家資格制度に基づいて、整理をしているという関係で、「医師」であるとか「獣医師」、若しくはそれらの看護師という、その資格の有無、制度の有無、そのような観点で整理してきたところがありますので、そういう意味ではどうしても日本標準産業分類と少しずれているところはあろうかと思います。

○會田部会長　ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

原先生、お願いいたします。

○原専門委員　この「獣医師」のところですが、すごく人数が少ないことは想像が付くのですが、やはり動物の仕事がすごく最近周りでも増えています。少し数字を見せていただけないかということがお願いなのですが、もしこれからも増えていくのであれば、将来的に見直しが必要になるといった議論も出てくるような気がします。

先ほど保険診療か何かに基づいてという御説明があったような気がしたのですが、多分動物の民間の保険には入っている飼い主さんはいらっしゃると思うのですが、必ずしもそうではないと思って、そういう切り口なのか、今、私はよく分からないなと思って聞いていたのです。少し違和感を拭えないので、本当に数が非常に少ないということであれば、やはり独立させることが難しく、そのままであるという議論になってもしようがないなと思えるので、もし可能でしたら人数のここ 20 年ぐらいの推移などをお見せいただくことはできないでしょうか。

○有田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付統計基準専門官　事務局の有田です。

今、過去３回分の国勢調査の結果が手元にありますので、「獣医師」の就業者数を御報告させていただきますと、平成 22 年のときに２万 2,000 人程度、前々回、平成 27 年ですと２万 3,000 人、令和２年ですと２万 4,000 人程度ということで、約 1,000 人ずつは増えて

いるというような形になっております。

あと、医師ですけれども、平成 22 年の時点では約 26 万人、平成 27 年ですと 27 万人、令和２年ですと約 30 万人ということで、人数としては大きな違いがあります。

○原専門委員　そうすると、やはり２万人ぐらいだと。中分類とするのは難しいでしょうか。愛玩動物看護師などを加えても、そんな大きな人数にはならないだろうということですね。分かりました。ありがとうございました。

○會田部会長　どうもありがとうございました。

時間の方も終了予定時間になってきておりますので、今日のところは、途中になりましたけれども、この辺で一区切りにさせていただきたいと思います。

大分類Ａ「管理的職業従事者」の数が減った理由ということで、統計があったらお願いしたいということと、新しい大分類Ｄの名称について、恐らく「教育」を一番初めに持ってきたらどうかということだと思いますが、そういう御意見があったので、次回までに何か考えていただければと思います。それから、私が聞き漏らしたものもあるかもしれませんので、事務局の方で次回までに説明をお願いしたいと思います。

それでは、議事の３ということで、事務局の方から連絡事項があると思いますので、よろしくお願いいたします。

○有田総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付統計基準専門官　事務局の有田です。

連絡事項ということで、私から何点か御説明をさせていただければと思います。本日は貴重な御意見を頂きまして、まずは御礼申し上げます。ありがとうございました。本日の統計基準部会で発言できなかった御意見、御質問等もあろうかと思いますので、そのようなことにつきましては、10 月８日木曜日を目途に、事務局宛てにメールにて御連絡を頂ければと思います。

本日の議事録につきましては、後日、事務局から皆様に確認をお願いする予定ですので、よろしくお願いいたします。また、議事録につきましては、後日、総務省のホームページにて掲載する予定としております。

では、最後に次回の統計基準部会ですけれども、11 月 11 日水曜日、朝 10 時から 12 時までの２時間の開催を予定しております。開催案内及び出欠確認については、後日連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○會田部会長　第 21 回の統計基準部会はこれで終わりにしたいと思います。皆様どうもありがとうございました。